

独立論文

言語的マイノリティによる原爆被害の語りにおける困難 ——長崎県立ろう学校を事例として

四條 知恵

広島市立大学広島平和研究所准教授

はじめに

被爆から40年を経て出版されたろう者¹の被爆体験記集の冒頭には、「ろうあ者は忘れられた存在であった」²と綴られている。当初は国の援護もなく、社会のなかで周縁におかれる存在だった原爆被害者は、原水爆禁止運動や被爆者運動、市史等を含む学術的成果、マスコミの報道などにより、「被爆者」として世に知られるようになった。そのなかで、原爆によってもたらされた障害は主要な原爆被害の一つとして語られてきたが、被爆前から障害を持っていた人の被爆体験が語られる機会は、少なかった。一口に障害といっても盲、ろう、肢体不自由、知的障害などさまざまで、なかにはそれらが重複する場合もある。被爆前から障害を持つ人は、それぞれが原爆被害を語ることへの困難を抱えていた。

障害者の原爆被害を取りあげた人文・社会科学系の先行研究には、希少な聞き取りを収録した清水寛編の授業報告集³、長崎県下の障害児教育史を繙くなかで県立盲学校・聾唖学校の被害に言及した平田勝政らの論文⁴および両校の戦争被害を調査した松本裕子の卒業論文⁵、長野秀樹による手話で語られた被爆体験の概説⁶などがあげられる。しかしながら、論文自体が少なく、被害の実態も依然として不明な点が多い。

日本における戦時下の障害者⁷についても、アジア・太平洋戦争下における障害者をめぐる課題を指摘した生瀬克己の論考⁸や清水寛の知的障害兵士にも言及した『日本帝国陸軍と精神障害兵士』⁹などの一連の研究、また、国家政策に着目して障害の捉え方を検討した藤井渉の著作¹⁰などがある。しかし、生瀬が「アジア・太平洋戦争の研究史のなかでほとんど論議されることのなかった空白」¹¹と述べるように、先行研究は限られている。また、軍事や国家政策という観点から論じられることが多く、知的障害者、ろう者、盲者などの障害ごとに異なる状況の検討も十分とはいえない。

1960年代以降のアメリカを中心に、手話が言語として認められていく過程で、デフ・コミュニティ（ろう者社会）を言語的少数者、文化集団として捉える視点が生まれ、障害学のみならず、学際的な影響を与えてきた。日本では、『現代思

想』の総特集¹²を機に、ろう文化という概念が知られてきている¹³。ろう者のアイデンティティの形成に関わる手話などの言語獲得方法の重要性は、日本においては1990年代から展開された「ろう文化宣言」を始めとするろう文化運動によって示されてきた。ろう教育の現場で使用される言語の問題についても、口話主義と「国語」の接合を指摘した本多創史の論稿¹⁴に加え、社会言語学や言語権の観点から、クァク・ジョンナンや中島武史らによる音声言語（日本語）を基軸とする教育への批判などが蓄積されている¹⁵。しかしながら、これらの視点を取り入れた日本における戦争の記憶・表象研究は管見の限り見当たらない。

以上を背景に本稿は、手話をめぐる言語の力学に着目して、長崎県立ろう学校の原因被害の語りを取りあげる。学校は、学校史や被爆体験記などを通して、原因被害に関する集成的な記憶がある方向性を持って生み出される主要な場の一つである。そしてろう学校は、言語的マイノリティであるろう者の集団の形成に主要な役割を果たしてきた。主に市史・県史などの自治体史や学校史などの資料を用いて、原因投下後から現在に至るまでのろう者をめぐる原因被害の語りを分析することで、言語的マイノリティであるろう者が原因被害を語るうえでの問題を提示することを目的とする。

障害者のなかで特にろう者を対象とする理由は、まず、語ることが困難だった障害者のなかであって、ある程度、原因被害の語りの手掛かりを得られるためである。戦前からの聾唖学校の存在などにより、関係者への聞き取りや学校史などを始めとする資料を入手することができる。今一つは、視覚言語（手話）を使用する、あるいは音声言語（日本語）の使用に葛藤を抱えるろう者を言語的マイノリティとして捉えることにより、聴者が構築してきた従来の原因被害の枠組みを可視化できると考えるからである。

分析にあたっては、大正時代から長年にわたりろう学校で採用されてきた口話法という教育方法に着目する。音声言語（日本語）を基軸とする聴者寄りのコミュニケーションである口話法に着目することで、ろう学校における言語のありようが、ろう者の原因被害の語りに与えた影響を検討したい。

1. 長崎におけるろう者の原因被害と被爆体験記の発行

ろう者の被爆体験記集『手よ語れ』には、「原因の洗礼を受けた、耳の不自由な者は、長崎県内で、約百名と推定される。うち、三十名ほどが犠牲となって直後にたおれた」¹⁶と書かれている。学齢に達したろう児にろう学校への就学が義務づけられたのは1948（昭和23）年だったが、1959（昭和34）年当時の学校長は、義務制が布かれて就学率は急速に向上したが、「未だに聾児を人前に出して勉強させるに忍びないと一ずしに恥心にとられる古老もあつて三割位の不就学児があるの

は甚だ遺憾である」と述べている¹⁷。長崎県立聾唖学校の1937（昭和12）年当時の就学率は4割に満たず¹⁸、戦後、義務教育化して10年以上が経過した後も3割の不就学児があったことを踏まえると、原爆投下時には相当数の不就学児がいたと考えられる。学校とは無縁に孤立して生活していた人も多なかで、ろう者の被害の正確な把握は難しい。

表1 長崎におけるろう者の被爆体験記の発行

| タイトル | 編集／発行 | 発行年 | 手記数 |
|--|-------------------------------|------|-----|
| 「あの8月9日私は爆心地を——聴覚障害者の証言から」 『手話通訳問題研究』23 | 全通研 | 1984 | 1 |
| 「地獄図が今なお頭を駆けめぐる」『手話通訳問題研究』24 | 全通研 | 1985 | 1 |
| 「二度となかごと、せんばいけん」『手話通訳問題研究』25 | 全通研 | 1985 | 1 |
| 「苦しか思いはもう好かん！」『手話通訳問題研究』26 | 全通研 | 1985 | 1 |
| 「長崎の空の下で」「戦争、原爆大嫌い 平和だいすき」 『手話通訳問題研究』27 | 全通研 | 1985 | 2 |
| 「生きてたか生きてたか」『手話通訳問題研究』28 | 全通研 | 1986 | 1 |
| 『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』 | 長崎県ろうあ福祉協会・ 全通研長崎支部／北人社 | 1986 | 6 |
| 「もう嫌！悲しい」『手話通訳問題研究』29 | 全通研 | 1986 | 1 |
| 「天国のお父さん、お母さん 見ていてください 負わずに…私たちを」 『手話通訳問題研究』30 | 全通研 | 1987 | 2 |
| 「今、残せるもの」『手話通訳問題研究』31 | 全通研 | 1987 | 1 |
| 「ばってん、良かったこともいっぱい」『手話通訳問題研究』32 | 全通研 | 1987 | 1 |
| 「落下傘が！家が揺れた」『手話通訳問題研究』35 | 全通研 | 1988 | 1 |
| 「私の“手”を聞いてください——長崎・ろうあ者の被爆」 『NHK 戦争を知っていますか①～語り継ぐ女性たちの体験』 | NHK おはようジャーナル 制作班／日本放送出版協会 | 1989 | 1 |
| 『ドンが聞こえなかった人々』 | 豆塚猛・全通研長崎支 部／文理閣 | 1991 | 5 |
| 『原爆を見た聞こえない人々——長崎からの手話証言』 | 長崎県ろうあ福祉協会・ 全通研長崎支部／文理閣 | 1995 | 18 |
| 「平和への誓い」『被爆58周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典』 | 長崎市 | 2003 | 1 |
| 「ろうあ者と原爆」『折りナガサキノート2』 | 朝日新聞長崎総局／朝日新 聞出版 | 2010 | 1 |
| 『（被爆70周年記念）被爆体験を風化させないために ——ろうあ被爆者体験聞き書き活動のこれまでとこれから』 | 全通研長崎支部 | 2016 | 5 |
| 『長崎・あの日を忘れない ——原爆を体験した目や耳の不自由な人たちの証言』 | 平田勝政／長崎文献社 | 2019 | 3 |
| | | 計 | 53 |

※聞き書きを含む

※同一人物の被爆体験記の重複あり（再録を含む）

※「全国手話通訳問題研究会」を「全通研」と表記

宇吹暁の分析¹⁹により原爆手記²⁰の発行を概観すると、1965（昭和40）年以降は原爆手記掲載書誌の発行が活発化し、1982（昭和57）年以降の収録手記数は、ほぼ毎年1,000件を超えるようになる。長崎で被爆した執筆者をみても、1968（昭和43）年を画期として手記数は増加している。

一方で、長野秀樹は、「長崎でろうあ被爆者の体験を聞き書きし、文章化して残そうという活動が始まるのは、一九八三年頃からである」²¹と述べている。表1に、長崎におけるろう者の被爆体験記²²の発行状況をまとめた。出版年を見ると、最初の発行は1984（昭和59）年である。1986（昭和61）年に出版された被爆体験記集の冒頭には、「今まで、健聴者の被爆体験は多く書き綴られ、広く世の人々に読まれてきた。しかし、ここでもろうあ者は忘れられた存在であった」と記されている²³。被爆体験記全体が1960年代半ば以降に顕著に増加していることを踏まえると、ここには、20年のタイムラグがある。この沈黙と発信時期のずれは、なぜもたらされたのだろうか。

2. 長崎県立ろう学校をめぐる原爆の語り

本章では、ろう者が原爆被害を語るうえでの問題を検討する手掛かりとして、ろう者の集団形成の要となってきた長崎県立ろう学校（以下、県立ろう学校）をめぐる原爆の語りを取りあげる。

(1) 県立ろう学校の沿革

まずは、『創立百周年記念誌』²⁴などの学校史を中心に、『長崎原爆戦災誌』²⁵などの資料を補足しつつ、県立ろう学校の沿革を概観する。

1898（明治31）年、全国のろう教育機関として4番目に県立ろう学校の前身となる長崎盲啞院（長崎市興善町）が開院した。その後、私立盲啞学校、長崎盲啞学校と改称し、場所も同町内から新大工町、さらに1908（明治41）年に桜馬場の新校舎へと移転する。1923（大正12）年に「盲学校及聾啞学校令」が公布されたことにより、翌1924（大正13）年に盲学校の組織から分かれて長崎聾啞学校となった。1929（昭和4）年には長崎県に移管され、長崎県立聾啞学校と改称する。仮校舎（新中川町）を経て、1934（昭和9）年に新築した寄宿舎（上野町）に移転し、翌1935（昭和10）年には「当時日本一を誇る」²⁶と謳われた鉄筋3階建ての校舎が落成したため、寄宿舎から本校舎に移転した。その後、戦火が激しくなるに伴い、1945（昭和20）年に同校舎を三菱重工業株式会社長崎造船所に貸与し、長崎県立聾啞学校自体は、島原半島の南高来郡（現：南島原市）加津佐町の仮校舎に移転、疎開した。原爆投下により、爆心地から0.6キロメートルの至近距離にあった貸与中の校舎（三菱重工業長崎造船所㊦工場）は全壊全焼し、工具や近隣

の高等女学校から動員中の学徒など、多くの死者を出している。

1947（昭和22）年、長崎県立聾啞学校は、加津佐町の仮校舎より旧第二十一海軍航空廠女子行員寄宿舎跡（大村市古町）に移転した。同年、学校教育法の制定により、ろう学校の設置と就学が義務づけられ、翌1948（昭和23）年に長崎県立ろう学校と改称している。1956（昭和31）年に本校を大村市植松郷に移し、古町から漸次移転した。2018（平成30）年にも九州新幹線長崎ルート新大村駅の周辺整備に伴い、同市宮小路に移転している。

県立ろう学校は、長崎市内から島原半島を経て大村市へと、移転を繰り返してきた。沿革をみると県立ろう学校の歴史は、「移転に次ぐ移転の歴史」でもある。

（2）学校史における記述

続いて、県立ろう学校において原爆被害がどのように語られてきたのかを、学校史の記述を中心にみることにする。

県立ろう学校は、戦後、ほぼ10年おきに学校史²⁷を発行してきた。原爆投下から14年後の1959（昭和34）年に発行された『創立六十周年誌』²⁸をみると、扉には「思いはかなし 原爆の あらしに消えし 人と学舎 たえだえの火を かき立てて ををしく伸びし わが力」という校歌²⁹が掲載され、校舎の変遷を紹介した扉写真のなかには、屋根が吹き飛び、壁が傾いた被爆後の上野町校舎の写真がある。本文では、当時の学校長白川倫太郎が、記念誌に寄せて60年の歴史を振り返るなかで、次のように原爆被害に言及している。

昭和二十年原爆によつて物故された当時の多比良校長外三名の職員、十名の児童の霊安かれと又御遺族の方々に栄光あれと祈り且つは当時日本一と誇れた鉄筋三階建の立派な校舎が原爆によつて壊滅に帰したことを痛惜せざるを得ない³⁰。

育友会長も続く挨拶のなかで「戦時中の疎開教育、原爆による校舎の壊滅、校舎の再建など、六十年の歩みは平坦な道ばかりではなかつた」³¹と述べ、収録された略年譜には、次の記載がある。

同二〇、八、九 長崎市に原子爆弾が投下され、貸与中の校舎が壊滅し、長崎工業学校仮校舎で授業中の国重、須崎先生外生徒七名が爆死した。

同二〇、九、二〇 原爆によつて殉職した多比良校長の学校葬を加津佐町の学校で執行した³²。

また、旧職員や卒業生による「思い出の記」には、原爆被害に言及したものが複数ある。旧職員の渡部弘太は、原爆投下後に疎開先の加津佐町から長崎の様子

を見に行き、同町で待っていた先生、生徒を前に報告した時のことを次のように回想している。

「あなたのお父さんやお母さんがお気の毒なことに……………」そう報告しながら始^(ママ)めて涙を呼び戻した。親和の中心であつた多比良校長や、分校の先生達のために、敬慕の涙で弔辞を綴つたのは、それから間もないことであつた³³。

故校長の子息で教員も勤めた多比良輝夫は、学校を疎開させたことで悲惨な原爆から生徒先生方の命を守ることができたのは父の大きな功績だったとし、「二人の先生と父はその代償として遂に原爆のいけにえになつた」と記している³⁴。旧職員の井石れいも「のろわしい原爆のために多比良校長以下職員生徒卒業生等十数名の尊い命が奪われたことは忘れられない悲憤事である」と述べ、校長の遺体を盲学校の職員生徒たちと長与の山にかつぎあげ火葬した³⁵あ場の状景は、生涯私共の眼底から消えないであろうと綴つた³⁶。このほか、卒業生やその父兄の文章にも、「あのあわただしい原爆の犠牲となられた幾多の先生及び生徒の方」、「原子爆弾にみまわれた東先生」などの断片的な記述がみられる。『創立六十周年誌』巻末の編集後記には、「たびたびの校舎移転と原爆被災等のため、大正末期及び昭和初期の記録に乏しく、十分なものとすることができなかつた」という断り書きが記されている。この時期、同校は既に島原半島から大村市古町、さらに同市植松郷へと戦後二度の移転を経ているが、被爆体験記はみられないものの、職員を中心とした関係者のなかには、原爆被害の記憶が色濃く残っていることがわかる。

創立70周年に発行された写真入りの小冊子、『70年のあゆみ』³⁷には、年表に「20.9.20 長崎原爆によって殉職した多比良校長の学校葬を執行」という記述がある。また、「昭和20年8月9日 原爆落下 倒壊した上野町校舎」という説明とともに、被爆当時の校舎写真が掲載されている。

その後に発行された『八十年のあゆみ』³⁸の年表には「『20.8.9 長崎市に原子爆弾が投下され、貸与中の校舎が壊滅し、長崎工業学校仮校舎で授業中の国重、須崎先生外生徒7名が爆死した』³⁹と書かれている。3枚の被爆した校舎の写真が掲載され、「昭和20年8月9日 長崎市に原子爆弾が投下され上野町校舎が壊滅。多比良校長他職員2名生徒7名の犠牲を出した」⁴⁰と説明がある。

1998（平成10）年には、『創立百周年記念誌』⁴¹が刊行された。100周年を機に正式な校歌が制定されたが、新たな校歌では、以前の曲のない校歌にはあつた原爆に言及した歌詞が消えている。発刊にあたり、吉岡伸幸校長は「度重なる校舎移転、戦時下における疎開、そして、あの原爆による校舎の破壊」などの苦難の道乗り越え、「戦後の復興から現在の輝かしい発展と伝統を築いてこられた先輩諸

氏の御苦労」に感謝を述べた⁴²。県知事や全国聾学校長会会長が寄せた祝辞も、過去の悲しい出来事の一つや先人の強い使命感という文脈で原爆被害や多比良校長の死に触れている。収録された1945（昭和20）年の年表には、「8・9 長崎市に原子爆弾が投下され、貸与中の校舎が破壊し、長崎工業学校仮校舎で授業中の国重、須崎先生外生徒七名が爆死した」「9・20 長崎原爆によって殉職した多比良校長の学校葬を加津佐町の学校で執行した」⁴³と記されている。また、「写真で見る百年のあゆみ」には被爆時の校舎写真が「昭和20年8月9日長崎原子爆弾が投下された上野町校舎が壊滅」という説明とともに掲載されている⁴⁴。このほか、1942（昭和17）年に赴任した旧職員の戦時中を中心とした思い出のなかに、以下の文章がある。

昭和二十年八月九日、長崎市に原子爆弾が投下され、貸与中の校舎が壊滅し、長崎工業学校仮校舎に出勤していた国重、須崎先生が爆死されたこと、それに長崎に出張された多比良校長先生が浜口町付近の電車の中で被爆されたように、その当時加津佐の地で悲報を聞きました⁴⁵。

創立110周年に発行された『創立百十周年記念誌』⁴⁶には、原爆被害の記述はほぼみられない。同誌内で高等部生徒会長は、生涯忘れることのない苦難の時代として「度重なる校舎移転、戦時下における疎開、そして原爆における校舎の破壊」をあげ、「これらの苦難の道乗り越え、戦後の復興から現在の輝かしい発展と伝統を築いてこられた先輩方のご苦労」に感謝を述べている。

2018（平成30）年に再移転したのちに出版された『創立120周年記念誌』の本文には、原爆被害の記述はない。年表に「昭和20年9月20日 長崎原爆によって殉職した多比良校長の学校葬を加津佐町の学校で執行」⁴⁷とのみ記載されている。

全体として、年史により言及されない事例もあるものの、『創立六十周年誌』をベースとした原爆被害の記述が繰り返されている。その後、直接の体験者が少なくなるにつれ、原爆被害の生々しさは薄れ、過去の苦難の一つとして語られるようになってきた。さらに時代が下り、公的な学校の歴史から原爆被害は遠ざかってきているといえる。

原爆被害への言及はあっても、被爆体験記として原爆被害を中心に掲載されたものではなく、回顧録の一部に原爆被害が記される程度である。教職員の原爆被害に関する言及も多くはないが、児童・生徒に関する記述はさらにない。また、児童・生徒自身による被爆体験への言及がないということも特徴である。被爆した児童・生徒はどのように亡くなったのか。そして、被爆して生き延び、あるいは疎開先で父母の死を聞いた子どもたちのその時、その後の体験はどのようなものだったのか。当人の声は記録されていない。

原爆被害を受けた学校のなかには、被害を学校史などに詳細に記述し、被爆体験記集の発行や慰霊祭の開催、自校の原爆被害を取り入れた平和学習を行うなどの積極的な取り組みを行う学校もみられる。しかしながら、同校では平和学習に関する詳細な記述はみられなかった。県立ろう学校において、過去の原爆被害を掘り起こす学校としての取り組みや積極的な発信は、行われてこなかったといえる。

(3) 市史・県史における記述

長崎市や県は、市史・県史などの自治体史のなかで、原爆被害とその復興の歩みを繰り返し、記述してきた。本節では、長崎の自治体による公的な歴史において、県立ろう学校の原爆被害がどのように記述されているのかをみることにする。

被爆から約10年後の1956（昭和31）年に発行された『長崎市制六十五年史』の「長崎県立盲啞学校」の沿革には、原爆被害が「(ママ) 聒員・生徒に被害はなかったが、当時の校長多比良義雄はで死亡した」⁴⁸と記されている。

被爆から約30年後、1976（昭和51）年発行の『長崎県史』には、戦時体制下の特殊教育を扱った箇所、「校長を除き、職員、生徒の被害は免れた」⁴⁹との簡単な記載がある。一方、同年発行の『長崎県教育史』の戦時下の特殊教育の流れには、次の記述がある。

この日長崎市に投下された原子爆弾は、貸与中の校舎を壊滅させた上に、当日長崎市に出張中の両校兼任の多比良義雄校長は殉職され、さらにろう学校の方では、この日長崎工業仮校舎に残留授業中の、二訓導ほか生徒七名の貴い生命を奪ったのである⁵⁰。

翌1977（昭52）年発行の『長崎原爆戦災誌』では、「長崎県立盲啞学校」の被害として「生徒職員に被害はなかった。同校の記録によると、ただ、多比良校長が原爆症で死亡した。県庁で用務を終え、盲学部へ帰る途中に被爆したのが原因であった」⁵¹と記述されている。「長崎県立盲啞学校」という名称が使用されているが、貸与前の校舎には盲学校も併設されていたものの、前述のように既に1924（大正13）年に盲学校と組織を分け、1929（昭和4）年には長崎県立聾啞学校、長崎県立盲学校と改称しており、原爆投下時の名称は「長崎県立盲啞学校」ではなかった。

同戦災誌の総説版が2006（平成18）年に改訂された際に、上記の「長崎県立盲啞学校」は「長崎県立盲学校・長崎県立聾啞学校」と修正され、内容も次のように改められた。

聾唖学校の生徒のうち疎開できなかった者のために、同じ上野町の県立工業学校土木建築科の教室を借りて分教場としていたが、原爆炸裂時に生徒が登校していたかどうかはわからない。(県立ろう学校元校長 井上信一談)

また、盲学校の記録によると、同校の多^(マツ)比良校長が原爆症で死亡した。県庁で用務を終え、盲学校へ帰る途中に被爆したのが原因であった⁵²。

2014(平成26)年発行の『新長崎市史』には、長崎盲・聾学校(浦上校舎)の全焼・全壊に加え、予科(幼稚部)の「残留組」がいた県立工業学校も全焼・全壊し、『残留組』の担当女性教師2人と予科の幼児(十数人)が犠牲となった」という記載がある⁵³。また、多比良校長の死についても、「盲・聾学校校長としては、世界史上で唯一の原爆死であった」と、次のように記されている。

長崎盲・聾両校の多比良校長が公務で県庁に赴いたその帰りに被爆し、翌10日、長与校舎に「山を越えて衣服は血みどろになって帰って来」たが、原爆症のため終戦まもない8月18日に「新型爆弾、新型爆弾…」と讒言を言いながら絶命した⁵⁴。

盲学校も含めわずか半頁ではあるが、これまでで最も多く原爆被害に紙幅が割かれている。ここで初めて、県立工業学校にいた予科(幼稚部)の幼児十数人が死亡したことが記された⁵⁵。

全体として、2000年代までに発行された『長崎県教育史』を除く『長崎市制六十五年史』、『長崎県史』、『長崎原爆戦災誌』(改訂前)においては、校長以外の生徒の被害はないという県立ろう学校の学校史と齟齬のある記述がみられる。加えて、盲学校の疎開先のみが記載されていたり、あるいは学校名が不正確であったりするなど、ろう学校と盲学校を混同する記述もみられる。2014年発行の『新長崎市史』において、初めて大学の調査を反映した記述の増加がみられるという状況で、2010年代より前の記述は少ないことから、積極的な被害の掘り起こしはされていなかったといえる。

(4) 原爆被害の語りが少ない要因

2010年代に入り、ようやく市史に学術的な調査成果が組み入れられるようになってきたものの、依然としてろう学校の公的な語りには反映されていない。原爆投下から2010年代半ばまでの70年間にわたる長崎におけるろう学校および市史・県史などの公的な歴史において、ろう学校の原爆被害は積極的に語られてこなかった。また、児童・生徒の被害については、人数が記されているだけで、被爆体験の記載はない。

市史・県史において長年にわたり記述が少なかった理由には、編集・執筆者の

関心の低さに加え、根拠となる県立ろう学校による原爆被害の発信の少なさが影響していると考えられる。これには、以下の5つの理由があげられる。第一に、当時学校自体は島原半島に疎開していたために、死者が相対的に少なかったことである。第二に、動員学徒の被害者が出なかったことである。死者を含む動員学徒の被害については、準軍属として国から弔慰金などが支給されるため、学校による調査が行われるが、県立ろう学校には該当者がなく、調査がなされなかった。第三に、学校の立地の問題である。拙稿が指摘するように、原爆被害の記憶は土地に根付く側面があり、学校集団の原爆被害の記憶の形成には、被爆した学校の敷地が、記憶を繋ぐものとして大きな役割を果たす⁵⁶。しかしながら、「移転に次ぐ移転の歴史」と前述したように、貸与中の県立聾啞学校の元校舎は甚大な被害を受けたが、学校本体は疎開先の島原半島から大村市に移り、その後、被爆した上野町の元校舎に戻ることはなかった。移転により被爆した土地との結びつきが希薄になったことが、ろう学校の原爆被害の語りにも影響していると考えられる。加えて、第四には、三度にわたる移転に伴う引越し作業により、学校日誌などの原爆被害に関わる資料が廃棄され、散逸した可能性があげられる。前述の『創立六十周年誌』巻末の編集後記に「たびたびの校舎移転と原爆被災等のため、大正末期及び昭和初期の記録に乏しく、十分なものとすることができなかつた」と記されるように、このことも同校と原爆被害の結びつきを弱める要因の一つとなつたと考えられる。

ただ、県立ろう学校自体の原爆被害の発信が少ないとはいえ、2014（平成26）年の『長崎新史』の記述によれば、長崎県立長崎工業学校で、校長を含めた教師3名、予科（幼稚部）の幼児10数名が亡くなっている。このほかにも、卒業生や学校の疎開に伴い退学せざるを得なかった者、疎開先で肉親を失った者など、学校の主たる構成員である児童・生徒とその関係者は、大きな被害を被っていた。しかしながら、市史等や学校史のいずれにも教員（主に校長）の被害への言及はあるものの、児童・生徒については人数以上の被害に関する詳細な記述がなく、児童・生徒自身による被爆体験への言及もない。なぜ、児童・生徒の原爆被害は、語られなかったのだろうか。これには、第五の要因として、県立ろう学校においてろう者が原爆被害を語れたのかという問題がある。このことについて、次章で検討を行う。

3. ろう学校においてろう者は原爆被害を語れたのか

(1) ろう者の集団形成におけるろう学校の役割

「ろう文化宣言」は、「本来広い地域にばらばらに存在しているろうの子どもたちは、そこで初めて仲間と出会い、結束の堅い集団をつくる」⁵⁷と、集団形成にお

けるろう学校の重要性を指摘している。長崎における戦前のろうあ者の集団について、『手よ語れ』には「それまでは、自室に閉じこめられたり地域の中に孤立化されたりしていた聞こえない人々が、ろう学校での教育を受けるようになって、自然に生徒集団が組織されていった」⁵⁸と記されている。県立聾啞学校の在籍幼児児童生徒数をみると、1934（昭和9）年に100名を超え、1944（昭和19）年に157名、1945（昭和20）年に102名、1946（昭和21）年に51名と減ってはいるものの、原爆投下前後の混乱期にも、相当数の生徒が在籍していた⁵⁹。県立ろう学校には、前身となる長崎盲啞院の時代から寄宿舎が併設されており⁶⁰、集団形成に一定の役割を果たしたと考えられる。戦前、戦後を通じてろう学校は、ろう者同士が出会い、集団を形成する得難い場所だった⁶¹。

(2) 口話法の影響

(a) 口話法とは

ろう学校における原爆被害の語りのありようを検討するにあたり、以下では口話法という教育方法に着目をする。口話法とは、ろう者のわずかに残っている聴力を活用しながら、対話の相手の唇を読み取り、自ら積極的に声を出していくものであり、現在の視点からみれば、聞こえる人のコミュニケーションの形にできうる限り近づけさせようという教育方法である。これは、一切の手話の排除をも志向するものだった⁶²。

日本のろう教育においては、1920（大正9）年以降、名古屋市立盲啞学校を中心に口話法の実践が積み重ねられ、大正から昭和初期にかけて全国的に口話法が普及していった⁶³。この流れに沿い、当初は筆談・手話法・口話法を併用していた長崎聾啞学校も、1926（大正15）年度の新入生から本格的な口話法による言語指導を開始した⁶⁴。当時の実践研究記録などは残っていないが、1934（昭和9）年の『教育要覧』によれば、初等科・中等部（工芸科・裁縫科）の「國語」に「読唇」「発音」「会話」「話方」ほかの分科が設けられ⁶⁵、1935（昭和10）年には「口話法による教育も軌道に乗っていたものと思われる」⁶⁶と記されている。前年の1924（大正13）年に名古屋市立盲啞学校が発行した『聾啞國語教授法』⁶⁷が同校に所蔵されており、当時も使用されていたと考えられる。この「はしかき」には、「先づ第一に耳の代用物として眼を訓練し、讀唇に慣れしむると共に發音法を授けて、言語教育即ち人間教育の根底を築き、一刻も早く人間味を味ははせることが最も急務である」⁶⁸と記されている。当時の口話法の指導者（聴者）たちにとって、言語とはすなわち音声言語である日本語だった。このことについて、本多創史は、手話を用いるろう者への偏見の解消を目指して、口話法の推進とともに手話の排除が提唱されたと述べている⁶⁹。また、中島武史はろう者の社会参加を目指して、「話す」ことが求められたと指摘している⁷⁰。

口話法の指導について、1931（昭和6）年に県立聾啞学校に入学したSは、「先生の口型を見て口の開け方の訓練を何度も何度も繰り返し行い、息の出し方も練習しました。言葉を覚えるために、絵カードを見ながら一つ一つ獲得したのです」と語っている⁷¹。しかし、「聴覚に障害があり耳で聞く代わりに話し手の唇の動きでことばを読みとり、自分では自分の声を十分には聞くことができないのに正しい発音を身につけるのは至難の技」と旧職員Iも振り返るように⁷²、耳が聞こえない者が、視覚とわずかな残存聴力を活用して音声言語の獲得を目指すというこの指導法は、教師、児童・生徒ともに多大な労力を要した。

(b) 教師の立場からみた口話／手話

近代日本のろう教育において、絶えず争点となってきたのは、ろう児（者）のコミュニケーション手段として手話を許容するか、それともそれを禁圧して「音声言語」のみによるコミュニケーションである口話を強制するかということだった⁷³。県立ろう学校の教員の間にも、口話法を中心に教育を行うなかでの手話の扱いに対する葛藤をみることができる。

1929（昭和4）～1935（昭和10）年まで校長を勤めた梅野邦太郎は、教育の方法はいわゆる口話法で、残聴のある生徒は発音や読唇に相当の成績をあげたが、残聴のない生徒はすこぶる難儀でなかなか容易な学習法ではなかったと述べ、「従って口話の行われる場所は教室のみで、教室を一步出て生徒同士となれば、ほとんど手話というのが、その実状でした」と当時を回想している⁷⁴。また、旧職員E⁷⁵は、「子ども一人ひとり実態に基づく指導をしていかねばならぬのに、年超児⁷⁶の言語指導では行き詰まりを感じいっそのこと、手話指導に切り換えたらと思うこともありました」と述べつつ、当時のろう教育は、校長による口話教育一点張りだったのでそうもいかなかったと振り返っている。一部の者は高度な言語力を身につけていった一方で、多くの者は必ずしも十分な成果をあげることができず、口話法で教育を行いつつも行き詰まりを感じる教師もいた。

一方で、旧職員L⁷⁷は1950年代後半に寄せた文章のなかで、聾児の教育が満6歳以降でないと始められないことに対し、これでは、言語習得に最も重要な3、4才の時期を無為に過ごすばかりだけでなく、聾児がコミュニケーションの必要を手真似で果たすようになると述べる。そして、「この聾児の思考表現である手真似こそ我々の言語と全く異質的のものであり、聾学校における言語教育に鉄の如き障壁となつて立ちばだかるのである」と、ろう児の手真似、すなわち手話の使用を問題視している。Lは、40年後の1990年代後半に原稿を寄せた際にも、「教育政策としては口話は斯教育の本道であり本筋です。手話は飽く迄も福祉政策を担うもので、その限りにおいて正当性、存在価値を有するものです」と限定的に手話の存在も認めつつも、「現代のろう学校の多くが早期から手話を取り入れています

が、安易で無責任な考え方に基づいているようにしか思えません」と教育方法への手話の採用を批判し、本道としての口話法の継続を訴えている。その後、補聴器の普及によって、1950年代半ばから全国的に従来の口話法に補聴器を装着して聴覚を活用する聴覚口話法が用いられるようになり、1990年ごろまでは主要な指導方法となっていた⁷⁸。しかし、1990年代後半になっても、県立ろう学校を取り巻く人々のなかには、依然として口話を中心として手話を排除すべきという意見があることがわかる。

(c) 児童・生徒の立場からみた口話／手話

教師に対し、児童・生徒の立場からみた口話法は、どのようなものだったのだろうか。県立聾唖学校が島原半島に移転したことに伴い退学した東メイ子は、「先生は、口をバクバク動かしていたが、何を言っているのかは、わからなかった」⁷⁹と語っている。また、小学部4年から遅れて入学し、6年生の途中まで在籍したN⁸⁰は、「私より大きい子や小さい子が盛んに手を動かしていました。私には何を言っているのか全く分からず、物珍しくただジーッと見ていました」とろう学校に入り、初めて手話を見た時のことに触れつつ、「クラスの友達が先生がいない所でとても親切に手話を教えてくれました。手話で友達と通じ合えた時は、とても嬉しい気持ちになったことを今でもはっきり覚えています」と述べている。Nは私のこれまでの人生の中でとても意義深い二年間だった、と学校生活を振り返っている。このほか、1931（昭和6）年に入学した前出のSも、両親は学校で口話が最も大事だと言われたらしく、手まねはみっともないと言われ口話で話してきたと述べた後、「しかし、私にとっては、口話よりも手話で語ることがたいへん嬉しかったのです。何故ならば自分の意志を自由に表現できるからです」と手話で表現することの嬉しさを語っている⁸¹。

口話法による教育は、戦後も続いた。1947（昭和22）年に12歳で入学し、1955（昭和30）年まで在学したJは、「口話教育が中心で何度も繰り返し発語練習が続きました。先生の言っていることが全く理解できず、歯痒い思いをしたものです」と当時の状況を綴り、手話を使ってはいけないと厳しく注意され、見つかる厳しい罰を受けたと述べている⁸²。昭和40年代に在学した卒業生も、手話は禁止されており、厳しい口話教育に生徒は必死でついでいこうとして、ずいぶんどかしい思いをしたと記す⁸³ように、手話の禁止は戦後も長く続いた。1980年から1990年代にかけて、口話法に批判的な研究群がろう教育に手話が再登場する機運を高め、コミュニケーションの成立や改善を目的として手話の使用が全国のろう学校で広がりを見せるようになる⁸⁴。「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」にコミュニケーション手段の一つとして手話が記載されたのは、1999（平成11）年のことだった。

県立ろう学校においても、口話法を中心とする教育のもと、大正期以降、戦中、戦後の長きにわたり、手話の使用は厳しく制限されてきた。そのなかにあつて、「教室を一步出て生徒同士となれば、ほとんど手話というのが、その実状でした」と梅野が述べるように、教室外で、寄宿舎で、先生や両親のいないところで、手話はろう児からろう児へと伝えられ、「自分の意志を自由に表現できる」手話を通じて「友達と通じ合う」なかで、ろう者集団が形成されていった。その一方で、教師と生徒間においては、教育方法としてのみならず、コミュニケーションの手段としても手話は排除され、口話が求められた。このため、教師と生徒間のコミュニケーションには分断があつたと指摘できる。

(d) ろう者が原爆被害を語ることの困難

本多創史が、ろう教育界における口話法への傾倒が「国語」教育と接合し、さらに「国民」化を指向したと指摘するように⁸⁵、ろう学校における言語教育は、一貫して国語（日本語）教育をベースとし、「日本国民として、国の文化を共有し、社会の発展を担って生きていくために、共通する言語として国語の学習を聴覚障害児に要請」⁸⁶するものだった。そのなかで、音声言語である日本語を話すことを本質とする口話法が、長年「教育の本道」とされてきたのは、当然の結果ともいえる。学校教育の現場で習得すべき言語が日本語と規定されるとき、構造的に手話は周縁におかれる。そして、手話はろう者が語る手段なのである。

このことをろう者の集団と原爆被害の語りという点から考えてみると、教師と児童・生徒は、ろう学校に所属する者としては同一の集団に属するが、耳が聞こえるか、聞こえないかという点では、異なる集団に属している。児童・生徒は、ろう学校に通うことで、手話を通じてろう者の集団を形成したが、教員を含むろう学校自体は、日本語での語りを生み出す集団だった。

学校史などの公的なろう学校の歴史は、主として文字（書記日本語）で紡がれてきた。しかし、視覚言語である手話に書き言葉はない。ろう者にとって日本語の読み書きは、音声日本語に比べれば相対的にアクセスしやすいものの、容易ではなく、大きな負担がかかる手段である⁸⁷。一方で、ろう学校の教員は聴者を基準とする識字能力を持ち、かつ、ろう学校の公的な語りは、教員を中心に生み出されてきた。

学校は、学校史や被爆体験記などを通して、原爆被害に関する集合的な記憶がある方向性を持って生み出される主要な場の一つである。しかし、日本語を話すことを本質とする口話法の下では、教師と児童・生徒のコミュニケーションは分断傾向にあることに加え、ろう学校の公的な歴史は、聴者である教員を主体に文字で構成される。ろう学校の公的な歴史において、聴者である教員が関心を向けられない限り、児童・生徒を含むろう者は、自らの原爆被害を語りにくく、残しく

い状況にあったということが出来る。

ろう学校は、ろう者が市史・県史などの長崎における公的な原爆被害の語りにつながる回路の一つである。しかしながら、ろう学校において原爆被害は積極的に語られることなく、児童・生徒を含むろう者の被爆体験記も全く残されなかった。このことは、ろう者の原爆被害が公的な原爆被害の語りにつながる回路を狭め、長崎においてろう学校、ひいてはろう者全体の原爆被害が周縁におかれる一因となったといえる。

おわりに

長崎県立ろう学校の原爆被害の語りを取りあげ、ろう学校における言語の力学に着目して、言語的マイノリティであるろう者集団が歴史的出来事を語る際の困難の一端を提示した。ろう者の集団形成の要となる県立ろう学校において、過去の原爆被害に関する積極的な発信は行われず、長崎における県史・市史などの公的な語りにおいても、ろう学校の原爆被害が語られる機会は少なかった。この要因の一つに、県立ろう学校において児童・生徒が原爆被害を語ることの困難があげられる。ろう学校において日本語（音声言語）を基軸に教育が行われるとき、構造的に手話は周縁におかれる。そこには、原爆被害のみならず、ろう者が歴史を語ることの困難がある。前述のように、長崎におけるろう者の被爆体験記の発行には、20年にわたる沈黙と発信時期のずれがある。日本語で被爆体験記が発行されるには、1980年代に入り、全国手話通訳問題研究会長崎支部が結成され、聴者がろう者の被爆体験の聞き書き作業を開始するのを待たねばならなかった。翻って、従来語られてきた「原爆被害」は、圧倒的に日本語（音声言語）で構築されてきた聴者の歴史である。筆者自身も、聴者であり、識字能力を持つ研究者として、文字による原爆被害の歴史叙述を補強する立場にある。原爆被害という歴史的出来事は、文字、写真、映像、絵画、記念碑などのさまざまな媒体で語られてきたが、そのなかで、主要な位置を占めてきたのは、文字（書記日本語）だった。ろう者にとって日本語の読み書きは容易ではなく、被爆したろう者による自筆の体験記はわずかである。中島武史は、リテラシーの獲得は多くの場合、人々を結びつけ、社会に参入させる効果があると考えられがちであるが、同時にその逆の作用も持つと述べている⁸⁸。読み書き能力によって、社会から排除される場合があるということである。1960年代後半以降、長崎では多数の被爆体験記が編まれてきたが、そもそも、日本社会で文字を中心に原爆被害が語られてきたことにより、ろう者にとどまらず、従来の原爆被害という枠組みから排除されてきた体験群がある。

本稿では、なぜ、ろう者の原爆被害が語られなかったのかという要因の一端を

明らかにしたが、ろう者をめぐる原爆被害の語り全体のありようを示すためには、なぜ、ろう者が原爆被害を語りだしたのかという契機を含めて検討する必要がある。今後はろう者の被爆体験記に加え、被爆体験を扱った劇、「被爆体験証言」映像にも分析対象を広げ、多面的にろう者をめぐる原爆被害の語りを検討することを課題としたい。

【謝辞】

本研究は、JSPS 科研費19K13882の助成を受けたものである。

聞き取りおよび資料調査にご協力いただいた長崎県立ろう学校関係者の皆様に、深く感謝の意を表する。

【注】

- ¹ 1995年に出された木村晴美、市田泰弘による「ろう文化宣言」は、ろう者を「日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」（木村晴美・市田泰弘、「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」『現代思想』23巻3号、1995、354頁）と定義している。耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい人を指す語としては、「ろう者」「ろうあ者」「聴覚障害者」「中途失聴者」「難聴者」などのさまざまな言葉があり、それぞれ差し示す範囲が異なるとともに、その語意も変遷してきた。本稿では、手話使用者に加え、多様な言語的背景を持つ耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい人を対象に障害者という病理的視点ではなく、言語的マイノリティとして捉えることを意図して「ろう者」という言葉を使用する。
- ² 長崎県ろうあ福祉協会・全国手話通訳問題研究会長崎支部、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』北人社、1986、3頁。
- ³ 埼玉大学障害児教育史ゼミナール集団著・清水寛編、『1996年度埼玉大学教育学部「障害児教育史演習」報告書 アジア・太平洋戦争と障害者の生存・人権・教育 第3集 ヒロシマ・ナガサキの障害者の被爆体験』、1997。
- ⁴ 平田勝政・早田美紗・菅達也、「長崎県障害児教育史研究（第V報）——昭和戦中期～戦後初期の長崎県盲・聾教育を中心に」『長崎大学教育学部紀要 教育科学』62号、2002、25-32頁。
- ⁵ 松本裕子、『障害児学校における戦争被害に関する研究』長崎大学教育学部養護学校教員養成課程1998年度卒業論文、1998。
- ⁶ 長野秀樹、「手話で語る被爆体験」川口隆之編著『〈原爆〉を読む文化事典』青弓社、2017、168-72頁。
- ⁷ ここでは、主に戦争以前から障害を持っていた人々を扱う研究を対象とする。
- ⁸ 生瀬克己、「破壊される心と身体」『岩波講座 アジア・太平洋戦争6 日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006、153-80頁。
- ⁹ 清水寛、『日本帝国陸軍と精神障害兵士 第2版』不二出版、2007。
- ¹⁰ 藤井渉、『障害とは何か——戦力ならざる者の戦争と福祉』法律文化社、2017。
- ¹¹ 前掲、「破壊される心と身体」、155頁。
- ¹² 池上善彦編、『現代思想臨時増刊号 総特集ろう文化』24巻5号、1996。
- ¹³ 前掲、「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」、354-62頁；山下恵理、「deafness論の可能性へ——ろう文化論を聞こえない身体から考える」『年報 カルチュラル・スタ

ディーズ』3号、2015、173-86頁。

- 14 本多創史、「生誕する『聾者』——新たなその身体と精神の創出過程」見田宗介・内田隆三・市野川容孝編『〈身体〉は何を語るのか——20世紀を考える（Ⅱ）』新世社、2003、35-53頁。
- 15 クァク・ジョンナン、『日本手話とろう教育——日本語能力主義をこえて』生活書院、2017；中島武史、『ろう教育と「ことば」の社会言語学——手話・英語・日本語リテラシー』生活書院、2018。
- 16 前掲、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』、40頁。
- 17 白川倫太郎、「本校の六十年を顧みて」『創立六十周年誌』長崎県立ろう学校、1959、10頁。
- 18 長崎縣教育會、『長崎教育』、1937、80頁。
- 19 宇吹暁、「戦後50年間における原爆手記の出版と普及——解説にかえて」『原爆手記掲載図書・雑誌総目録1945-1995』日外アソシエーツ、1999、385-424頁。
- 20 宇吹の分析を参照した部分についてはこの語を使用した。詳細および収集基準については、同書X頁参照。
- 21 前掲、「手話で語る被爆体験」『〈原爆〉を読む文化事典』、171頁。
- 22 本稿では基本的に常用されるこの語を用いる。なお、原爆被害者が一人称で記されている聞き書きは含め、新聞報道は除くこととする。
- 23 前掲、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』、3頁。
- 24 創立百周年記念事業実行委員会、『創立百周年記念誌』長崎県立ろう学校、1998。
- 25 長崎原爆資料館、『長崎原爆戦災誌 総説編改訂版』1巻、長崎市、2006。
- 26 長崎県立ろう学校、『創立六十周年誌』、1959、19頁。
- 27 このほか、県立ろう学校関係資料としては、2018（平成30）年現在半年毎に発行されている学校新聞『ながろう』があるが、同年2月の県立ろう学校調査では、2014（平成26）年7月発行の174号以降しか同校に所蔵がなく、確認できたものについては、原爆被害の記述はみられなかった。
- 28 前掲、『創立六十周年誌』。
- 29 1959年作詩の曲のない校歌。
- 30 前掲、「本校の六十年を顧みて」、11頁。
- 31 高月正雄「御挨拶」『創立六十周年誌』長崎県立ろう学校、1959、12頁。
- 32 前掲、『創立六十周年誌』、20頁。
- 33 渡部弘太、「創立六十周年に想う」『創立六十周年誌』長崎県立ろう学校、1959、31頁。
- 34 多比良輝夫、「想い出」『創立六十周年誌』長崎県立ろう学校、1959、35頁。
- 35 長崎県立盲学校長も兼任していた。
- 36 井石れい、「奉職二十二年の回顧」『創立六十周年誌』長崎県立ろう学校、1959、36頁。
- 37 長崎県立ろう学校、『70年のあゆみ』。
- 38 長崎県立ろう学校、『八十年のあゆみ』。
- 39 同9頁。
- 40 同12頁。
- 41 前掲、『創立百周年記念誌』。
- 42 吉岡伸幸、「創立百周年記念誌発刊にあたって」『創立百周年記念誌』長崎県立ろう学校、1998、1頁。
- 43 前掲、『創立百周年記念誌』、12頁。
- 44 同19頁。
- 45 峰武子、「第二次世界大戦時と学校疎開当時の思い出」創立百周年記念事業実行委員会『創立百周年記念誌』長崎県立ろう学校、1998、40頁。

- ⁴⁶ 長崎県立ろう学校、『創立百十周年記念誌——この十年のあゆみ』。
- ⁴⁷ 長崎県立ろう学校『創立120周年記念誌 長崎県立ろう学校』、2018、40頁。
- ⁴⁸ 長崎市役所総務部調査統計課、『長崎市制六十五年史（前編）』、1956、885頁。
- ⁴⁹ 長崎県史編集委員会『長崎県史 近代編』長崎県、1976、929頁。
- ⁵⁰ 長崎県教育会、『長崎県教育史』長崎県教育委員会、1976、1072頁。
- ⁵¹ 長崎市役所、『長崎原爆戦災誌 総説編』1巻、長崎国際文化会館、1977、350頁。
- ⁵² 前掲、『長崎原爆戦災誌 総説編改訂版』1巻、401頁。
- ⁵³ 文献調査および当時の県立聾唖学校教師2名の聞き取りを反映したものの。死者数については松本裕子（前掲、『障害児学校における戦争被害に関する研究』）が検討を行っているが、確定には至っていない。
- ⁵⁴ 長崎市史編さん委員会、『新長崎市史 近代編』3巻、長崎市、2014、823頁。
- ⁵⁵ 長崎県の障害児教育史研究を牽引してきた長崎大学教育学部の平田勝政が執筆し、同研究室の調査が反映されている。
- ⁵⁶ 四條知恵、「長崎市の公立高等学校における原爆の記憶の形成——県立瓊浦中学校（県立長崎西高等学校）の事例から」『社会分析』38号、2011、155-72頁。
- ⁵⁷ 前掲、『ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者』、355頁。
- ⁵⁸ 前掲、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』、25頁。
- ⁵⁹ 長崎県立ろう学校『平成29年度 学校要覧』、2017、55頁。
- ⁶⁰ 教育舎、『長崎縣教育雑誌』99号、1900、23頁。
- ⁶¹ この点については、第55回原爆文学研究会報告時に長野秀樹氏にご指摘を頂いた。
- ⁶² 前掲、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』、22-3頁；前掲、『生誕する『聾者』——新たなその身体と精神の創出過程』、36頁。
- ⁶³ 聴覚障害者教育福祉協会、『聾教育百年のあゆみ』、1979、98-9頁。
- ⁶⁴ 井上信一、「創立から五十周年に至るまでの教育の概要について」創立百周年記念事業実行委員会『創立百周年記念誌』長崎県立ろう学校、1998、23-4頁。
- ⁶⁵ 長崎縣立盲学校・長崎縣立聾唖学校、『教育要覧』、1934、32頁／県立ろう学校所蔵。
- ⁶⁶ 前掲、『創立から五十周年に至るまでの教育の概要について』、24頁。
- ⁶⁷ 名古屋市立盲唖学校内聾唖研究会、『聾唖國語教授法』名古屋市立盲唖学校、1924／2018（平成30）年2月の同校調査時に確認。以下、同校所蔵資料は同調査時に確認したもの。
- ⁶⁸ 同2頁。
- ⁶⁹ 前掲、『生誕する『聾者』——新たなその身体と精神の創出過程』、39-41頁。
- ⁷⁰ 前掲、『ろう教育と「ことば」の社会言語学——手話・英語・日本語リテラシー』、96-8頁。
- ⁷¹ 前掲、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』、24頁。
- ⁷² 1990年代後半の手記より。本項以降、未だ議論のある教育方法を扱う部分については、校長経験者以外は基本的に匿名とし、出典を明示しないこととする。
- ⁷³ 前掲、『生誕する『聾者』——新たなその身体と精神の創出過程』、36頁。
- ⁷⁴ 梅野邦太郎、『回顧』『創立六十周年誌』長崎県立ろう学校、1959、32頁。
- ⁷⁵ 義務教育施行間もなくを含む7年間勤務。1990年代後半の手記より。
- ⁷⁶ 就学年齢を超えた児童。
- ⁷⁷ 1946（昭和21）年から約1年半勤務。
- ⁷⁸ 前掲、『ろう教育と「ことば」の社会言語学——手話・英語・日本語リテラシー』、31頁。
- ⁷⁹ 東メイ子、『誤解——東メイ子の記録』長崎県ろうあ福祉協会・全国手話通訳問題研究会長崎支部『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』北人社、1986、141頁。
- ⁸⁰ 執筆時70代。空襲が激しくなり心配した母に連れ帰られたとの記述があり、1940年代の入学と推定される。1990年代後半の手記より。

⁸¹ 前掲、『手よ語れ——ろうあ被爆者の証言』、24-5頁。

⁸² 1990年代後半の手記より。

⁸³ 1990年代後半の手記より。

⁸⁴ 前掲、『ろう教育と「ことば」の社会言語学——手話・英語・日本語リテラシー』、31頁。

⁸⁵ 前掲、「生誕する『聾者』——新たなその身体と精神の創出過程」。

⁸⁶ 聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議、『聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告』、1993、3頁。

⁸⁷ 前掲、『日本手話とろう教育——日本語能力主義をこえて』、158頁。

⁸⁸ 前掲、『ろう教育と「ことば」の社会言語学——手話・英語・日本語リテラシー』、153頁。